

国営農地再編整備事業 まっかり 真狩地区

事業の概要

本地区は、北海道の南西部の羊蹄山南部に拓けた起伏に富んだ畑作地帯であり、本事業においては区画整理1,023ha、農地造成5ha、道路(5条L=4.7km)の整備を行うものである。

目的・必要性

本地区は、区画が不整形であり、起伏に富んだ波状地形であるとともに、土壌に起因する排水不良等も生じており、効率的な機械化作業が行えず、生産性が低いことから農業経営は不安定なものになっている。

このため、本事業により区画整理と農地造成を一体的に施行し、生産性の高い基盤整備を行うとともに農地の利用集積による経営規模の拡大を図り、農業経営の安定化による農業の振興を基幹とした地域の活性化に資することを目的としている。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	110百万円
・農作物の品質の向上	0百万円
・営農経費の節減	341百万円
・施設の維持管理費の節減	3百万円
・営農に係る走行経費の節減	1百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	4百万円
・一般交通に係る走行経費の節減	0百万円
・ほ場の法面の緑化による河川環境の保全	6百万円
計	465百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	区画整理事業	農地造成事業	地区全体	備 考
総事業費		8,930百万円	70百万円	9,000百万円	
効用		458百万円	7百万円	465百万円	
廃用損失額		4百万円	-	4百万円	廃用する施設の残存価値
総合耐用年数		56年	64年	56年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0465	0.0449	0.0465	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	9,851百万円	148百万円	9,994百万円	
費用便益比	= /	1.10	2.11	1.11	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業は、区画整理及び農地造成を行うことにより、安定した農業経営が図られ、年間10a当たり約33千円相当の営農経費が節減されるとともに、年間10a当たり約11千円相当の作物生産額の増加が図られる。

日程・手続

平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が、開始される予定である。

平成18年3月に真狩地区国営農地再編整備事業促進期成会において、平成19年度着工要求することを決議している。

概要図

1. 受益面積	1,028 ha		
2. 受益者数	101 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	区画整理	1,023 ha	8,210 百万円
	道路	5条 L=4.7km	720 百万円
	農地造成	5 ha	70 百万円
国営総事業費		-	9,000 百万円

真狩地区概要図

位置図

ニセコ市
二セコ町
留寿都村
喜茂別町
洞爺湖町
至伊達市

凡	例
[Yellow hatched box]	区画整理区域
[Red hatched box]	農地造成区域
[Solid line with center mark]	支線道路
[Double solid line]	既設道路
[Dash-dot line]	市町村界
[Cross-hatched box]	市街地

平成１９年度新規地区採択チェックリスト（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

（局名：北海道開発局）（地区名：真^ま狩^{かり}）

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
３．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	土地利用の整序化を通じて、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られる。 労働生産性が相当程度向上する。 担い手等の経営規模が相当程度拡大する。 ほ場条件の改善を契機とした地域に応じた作物の導入により新たな産地形成や既成産地の拡大が図られる。 水田地帯において、水田農業経営確立対策の推進に資する営農計画となっており、土地利用型農業の展開（麦、大豆等の振興）が図られる。（水田地帯の場合のみ適用）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
2．事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業を契機として新たに地域農業を支援する体制の整備が図られる。 営農支援体制が整備されている。 関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 地元の事業推進体制が整備されている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 他事業との関連で緊急性がある。 当該事業計画が、関係都道府県及び市町村の策定する振興計画等と整合が図られている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．農地整備工事 の諸条件	・ 地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。